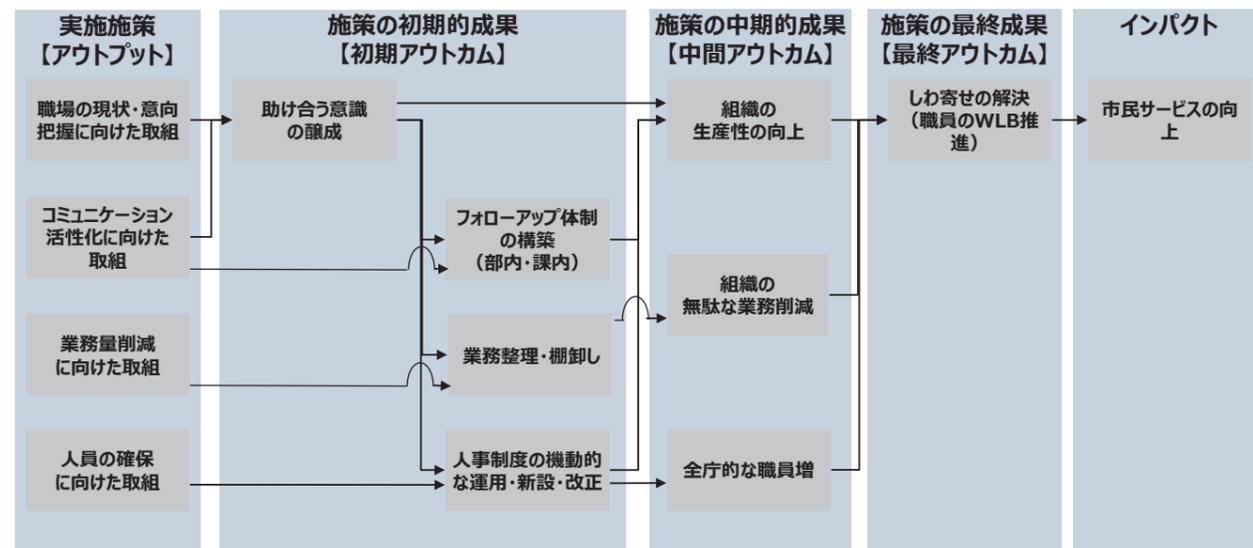


▼図表 8 一部職員への業務のしわ寄せ解消に向けたフロー



<出典> 報告書P131

休業の種類によって対応の難度は異なる。病気休暇・休業など、突発的に発生もしくは期間の予測が困難である休暇・休業の場合、不足した人員を補充するための施策を迅速に実施することは困難であると考えられる。

このような期間や発生時期が予測できない休業発生時の影響を最小限にとどめるためには、一部職員への「しわ寄せ」の解消に向けた中間アウトカムのうち、「組織の生産性の向上」や「組織の無駄な業務削減」につながる取組を通常時より実施し、休暇・休業取得者が発生した際にも充分対応できるよう、予め対策を講じておくことが求められる。

6. おわりに

ワークライフバランスを図るなかで、長期の休暇・休業・休職が発生することがある。その際、残された職員が「しわ寄せ」を受ける、つまりワークライフバランスを害されることがある。そのような「しわ寄せ」の解消は、「全ての職員の」ワークライフバランスの実現を目指す上で避けて通れない課題である。また、「しわ寄せ」が発生した際、現場の努力に委ね、組織の問題として十分に検討されてこなかった。その課題に果敢に取り組んだのが本研究である。

その問題意識から、「しわ寄せ」の解消のみならず、その射程はワークライフバランスの実現まで捉えている。本稿では紙幅の関係でそこまで触れることはできなかったが、同じく詳しく紹介できなかったアンケート調査及びヒアリング調査の詳細な結果も含め、一読されることを強くお勧めしたい。

2020年度 調査研究報告書の解説

『多摩・島しょ地域自治体におけるSDGsに関する調査研究報告書』と自治体におけるSDGsの実践に関する一考察

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任助教 高木 超

1. はじめに

自治体で業務を進める中で、SDGsという言葉を目にする機会は加速度的に増えているのではないだろうか。

SDGsとは、2015年9月に米国・ニューヨークの国連本部で開催された国連サミットにおいて、193ある国連加盟国の全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」という決議文書の中核をなす、世界共通の目標である。SDGsは「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」といった17のゴールを掲げており、それらの達成に向けた具体的な手段などが示された169のターゲットが設定されている。そして、ターゲットの進捗を231（重複を除く）¹の指標で測るという非常にシンプルな仕組みである。

その達成に向けては、各国政府だけでなく、国際機関や企業、市民社会などの主体、すべての人々の参画が求められており、地方政府（自治体）も例外ではない。とはいえ、こうした国際社会のグローバルな目標の達成に向けて、ローカルな存在である国内の自治体が積極的に取り組んでいる背景には、「SDGs実施指針」のような国が示した方針や、2018年度から始まった「SDGs未来都市」並びに「自治体SDGsモデル事業」の影響があるだろう。2016年に日本のSDGsの優先課題などを示した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」がSDGs推進本部²によって決定され、ステークホルダーとして明確に自治体が位置づけられている。さらに、

自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市として内閣府によって選定される「SDGs未来都市」の公募が2018年に開始され、2021年度までに124都市（123自治体）が選定されている。そのうち、特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定しており、その数は2018年度から2021年度までの4年間で40都市に及ぶ。自治体SDGsモデル事業に選定された自治体は、上限2,700万円³の地方創生支援事業費補助金が交付されることもあり、注目が集まっている。

地方創生の文脈において、2019年に発表された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、KPI（重要業績評価指標）として、2024年度までにSDGs未来都市選定数を210都市に拡大することを掲げており、今後ますますSDGsが全国の自治体で浸透していくことが予想される。

2. 多摩・島しょ地域における自治体SDGsの推進

(1) 多摩・島しょ地域の特異点

2021年度までの4年間で、多摩・島しょ地域から日野市がSDGs未来都市に選定されているが、自治体SDGsモデル事業に選定された都市はない。東京都内で見ても、豊島区、墨田区、江戸川区がSDGs未来都市に選定されているが、その数はまだ多くはない。その背景には、本報告書が指摘するように、SDGs未来都市の目的が地方創生にあることが関係するだろう。

1 国連統計委員会における最新の見直し後の数値。

2 内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を構成員として2016年5月に内閣に設置。

3 2018年度は上限4,000万円、2019及び2020年度は上限3,000万円。